

意見書案第17号

運転開始から40年を超えた東海第二発電所の運転期間延長を行わないことを求める  
意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月6日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	池田 慈
〃	〃	入江 洋一
〃	〃	関戸 勇
〃	〃	竹原 大蔵

## 運転開始から40年を超えた東海第二発電所の運転期間延長を行わないことを求める意見書（案）

原子力発電所の運転期間を40年とすることは、甚大な被害をもたらし、今もなお廃炉への道筋が見えない東京電力福島第一原発過酷事故を踏まえて制定されたものであり、厳格に適用されるべきです。しかし原子力規制委員会が認めれば、最長20年延長できる例外規定があり、その審査に関しても専門家等から安全性に疑義が出されている状況です。

私たちが暮らす茨城県には、運転開始から38年になる東海第二原子力発電所があり、東日本大震災により破損し停止していますが、日本原子力発電株式会社（以下日本原電）は、2014年5月、再稼働に向けて原子力規制委員会に適合性審査の申請を提出し現在審査中です。そして、2018年11月をもって開始から40年となります。そのような中、日本原電には運転期間延長認可制度への申請の動きもあります。（東海第二原発の延長申請が必要となる期間は2017年8月28日から11月28日までの3カ月）

東海第二原発は、老朽化している上に被災し、停止中も放射性液漏れ事故等が続きました。また、30キロ圏に生活する約100万人の現実的避難計画の策定も困難を極めている中、運転期間20年延長の動きに、市民は不安を募らせています。

運転開始から40年を経た原子力発電所の運転期間の延長は行わず、速やかに廃止することを求めます。また、国策として進めてきた原発政策、原子力発電所の廃止後は、国が責任を持って原発に代わる地域経済振興支援を行うことを求めます。

### 記

1. 運転開始から40年を超えた東海第二原子力発電所の運転期間延長を行わないこと
2. 運転開始から40年を経た原子力発電所は速やかに廃止し、国が責任を持って地域経済を支援すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、衆参両院議長、茨城県知事